

令和2年度 第2回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	令和2年10月6日(火) 10:30~12:00
場 所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 青山睦子 小野幸子 荒西正和 田中隆子 欠席委員 松本朋子 村岡由美子 事務局 森田昭弘 市民生活部長 田中尚美 人権・男女共生課長 中川弘之 人権推進係長 田淵雅樹 学校教育部主幹
事 務 局	人権・男女共生課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議 事

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(素案)について

2 提出資料

令和2年度 第2回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会次第

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(案)

当日資料 第4次指針の構成案

3 審議経過

(事務局田中) 会議の進行につきまして、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱第5条第3項によりまして、会議の議長は会長があたることになっていますので、岩槻会長、本日の会議進行をよろしくお願ひいたします。

(岩槻会長) それでは、審議に先立ちまして、委員の出席状況及び会議成立の報告をお願いします。

- (事務局田中) 本日は、委員 8 名中、6 名の委員が出席されています。過半数の委員がご出席されていますので、懇話会設置要綱第 6 条第 2 項により会議は成立しております。
- (岩槻会長) それでは、会議の公開について説明してください。
- (事務局田中) 【会議の公開について説明】
- (岩槻会長) それでは議事に入ります。議題第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（素案）について事務局から説明してください。
- (事務局田中) 【議題第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（素案）について説明】
- (清水副会長) 指針の構成（1 頁）の第 5 章、5-2「推進体制」を「推進体制の充実」にし、また、5-3「市民・職員意識調査の実施」を「市民・職員意識調査の実施と取組」に修正をしてください。実施に続く取組がないと行政はアンケートをとっただけということになります。課題解決に向けての取組や内容を載せることが必要だと思います。
- (荒西委員) 第 1 章の 1-3「国際社会と日本における取組」の第 1 段落目の文末を「採択されました」に修正してください。また、年表（5 頁）には、平成 18（2006）年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択されたことを掲載してください。この条約の採択が国内の「障害者差別解消法」の制定につながりました。
- (岩槻会長) 第 1 章について、松本委員から書面でご意見をいただいておりますので、事務局からご報告いただけますでしょうか。
- (事務局田中) 第 1 章の 1-1「人権尊重の理念」（2 頁）の第 1 段落は、罪を犯した人や寝たきりの人などを想定されているのかもしれませんが、それではご遺体には人権はないのかという、うがった見方も出来てしまうのではないのでしょうか。「人は、人間として生きている限り」この一文の必要性をおうかがいします。また、第 2 段落の「日本国憲法においても」という一文の「も」は必要でしょうか。
- 全体的には、一般的に人権というと、この 1-1 の最後の段落のように、ニュアンスとして「権利、権利と自分勝手な主張は控え、責任を持つように」「差別されている人の権利を擁護するように」という印象があると思います。しかし、日本社会で昨今やっと当事者が声を上げることの重要性が認識されてきていると感じているので、これから策定するものには、これまでのように「配慮してあげる」というニュアンスではなく、それぞれが意志を持った個人としてもものを言う権利を持ち、主張し、行政や周囲はそれに耳を傾け支援することが大切だということ（誰かに先回りしてお膳立てしてもらうのではなく。なぜなら思いやりには見当違いのこともあるので）を記すのが時代に即しているのではないかと考

えています。今回無理でも次回お考えいただければと思います。

また、「わが国」という表現は「日本」ではだめでしょうか。読む人を限定しているような気がして気になります。第1章と「外国人の人権」(33頁)にも見られます。

(岩槻会長) 松本委員のご意見について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局田中) 「人は、人間として生きている限り」という一文について、亡くなられた方にもプライバシー等の人権への配慮は必要ですので、この記載については検討いたします。

「日本国憲法においても」という一文は、上述する理念と共通しているものであり、言い直しの形になっているためこのような表現を用いました。違和感がおありであれば検討いたします。

「配慮してあげる」というニュアンスではなく、それぞれが意志を持った個人としてもものを言う権利を持ち、主張し、行政や周囲はそれに耳を傾け支援することが大切だということを記す」というご意見については、内容を検討いたします。

「わが国」という表現は、第3次指針にも記載していることから使用していたため、ご指摘いただいた考え方があるということ踏まえ検討いたします。

(清水副会長) 1-1「人権尊重の理念」に、アンコンシャスバイアス(無意識の差別)を盛り込んでください。無意識の差別は誰の心の中にもあるものです。以前、子どもの担任が結婚されたばかりの若い女性の先生に決まりました。その際、「産休ですぐ休んでしまうのではないか」「若い先生に任せていいのか」という意見がたくさんありましたが、人として、女性としてみんなでまとまって先生を応援する方向へ進みました。無意識の差別は誰も持っているものということをどこかに盛り込んでもらいたいです。

(岩槻会長) 基本的方向性の(1)の一番下に、「すべての職員は・・・」とあるので、教職員も含まれていると思うが、人権教育を推進するにあたって特に教職員に対する研修、人権意識の向上が重要だと思いますので、別書きにしても良いと思います。

(荒西委員) 現状と課題(13頁)の「男女雇用機会均等法」の制定年と施行年が正しくないので訂正をお願いします。

アンコンシャスバイアスについては、無意識に学校やメディア、地域にある(差別・偏見)ことに気づく啓発について書いても良いと思います。

(岩槻会長) アンコンシャスバイアスの啓発については全体についてのご提案でしょうか。

- (荒西委員) 女性の人権の方向性に記載があっても良いと思いました。
- (岩槻会長) 女性の人権について、松本委員から書面でご意見をいただいていますので、事務局からご報告いただけますでしょうか。
- (事務局田中) 「男女が共に」という表現がありますが、「性別に関わらず」に変更できないでしょうか。「女性の人権」の項目ですが、指針全体では性的少数者も視野に入っているのです、そのほうがよりよいと思います。「性別に関わりなく」という表現も用いられていますし、いかがでしょうか。
- (岩槻会長) 松本委員からのご意見について事務局から何かありますでしょうか。
- (事務局田中) 「男女が共に」という表現は「男女共同参画推進基本法」などで一つの定義のような形で使用されているため用いています、検討いたします。
- (岩槻会長) 行政の施策の名称ともかかわる重要な問題ですね。現在は男女共同参画社会という名称で進められていますが、これからどういう概念を用いていくのか、時間をかけて考えていく必要があります。
- (田中委員) 市民意識調査結果(14, 15頁)をみると、女性の人権が平成26年度調査よりとても改善されているのが一目瞭然であり、良いと思いました。
- (清水副会長) 今までの話の中では「男女が互いにその人権を尊重し」という表現も検討が必要になると思います。男性、女性という枠を取り払った中で、一人の人間としての生き方という点ではLGBTという表現もあります。しかし男性、女性の人権という点で考えると、「男女」という文言もある程度残す必要はあるのではないかと思います。
- (事務局田中) 男女共同参画社会の実現とは、社会的に女性が十分活躍できることを目指していますが、従来からの差別意識が根底にあって女性が十分活躍できないことを解決していけば、多様な人が活躍できる社会の実現にもつながっていくと考えています。「男女」という言葉を全て変えてしまうのはどうなのだろうという思いもあり、ご意見も踏まえて検討いたします。
- (荒西委員) 高齢者の人権について、現状と課題(21頁)の高齢者人口の記述について、何歳以上を指すのか書いてあるとわかりやすいと思います。
- (事務局田中) 65歳以上ということで追記いたします。
- (荒西委員) 障がいのある人の人権について、現状と課題(25頁)に法律の記載がありますが、法律の内容を伝えることが重要です。当事者抜きに決めてはいけないということや障がい者への差別を改めて禁止していくこと、合理的配慮の義務ということ等を現状と課題に記載をお願いします。
- (田中委員) 「子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応」と「同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応」のグラフ(31頁)は凡例の色がわかりにくいので工夫して下さい。
- (荒西委員) 現状と課題(29頁)として、部落差別は国の責任であり国民的課題で

あるという答申を経たことが歴史的には重要であるため、特措法に関する記述の前段に記載してください。

また、「インターネット上では、特定の地区を同和問題（部落差別）と関連した地区とする情報を流したり・・・」という一文は、同和地区ではない所を同和地区と関連させて情報を流しているというふうに読めてしまいます。歴史的に差別を受けてきた地域を情報として流しているということではないでしょうか。

それから第4次指針の方向性（32頁）に、モニタリング事業の充実も加えてください。

直接指針とは関係ないかもしれませんが、前回の懇話会のときに、（同和問題（部落差別）の解消についての）条例化を芦屋市としては検討していかないのかということをお聞きしましたが、指針があるので条例化しないということでしたが、障がい者の場合は、障害者差別解消法をうけて条例化していくということで、このあたり考え方の整合性について、市としてどのように考え方を整理されているのか伺いました。前回市からはまだ議会にも提案していない内容なので答弁できませんということでしたが、その後議会も通っていますので、説明をお願いしたいと思います。

（岩槻会長） 「インターネット上では」以降の一文は確かに誤解がある表現ですので、端的に書いても良いと思います。条例の問題については事務局からいかがでしょうか。

（事務局森田） 条例の問題化につきましては、こちらも考えは持っておりますが、複数の団体から条例制定の要望をいただいている一方、条例制定をしないようにという要望もいただいておりますので、また別の機会に市としての考え方を示したいと思います。

（岩槻会長） 分かりました。それでは別の機会にご説明いただくようお願いします。

（清水副会長） 現状と課題の特措法に関する記述は、「同和対策審議会答申」において、政府は部落差別の解消が「国の責務」であり「国民的課題」との認識のもと、と付け加えて昭和44（1969）年以降33年間、3度にわたり特別措置法を制定し」としてください。また、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進）が成立しました。同法では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに部落差別（同和問題）の・・・に続ける、芦屋市人権教育推進協議会については、「芦屋市人権教育推進協議会と連携し、団体・市民への教育・啓発を進め、差別意識解消に向けた取組が続けられています。」としてはどうでしょうか。なお、この協議会について市民がわかるように「芦屋市人権教育推進協議会は、1956年11月に「芦屋市同和教育協議会」として当時の教育

委員会の同和教育の推進のため発足され活動を始めました。2000年に現在の名称に変更されましたが、引き続きすべての人々の人権を尊重することが人権教育の基本であると認識し、人権課題を学習する場・機会を通して差別をなくし人権を守る社会づくりをめざす芦屋市の委託を受けて活動する研究団体です。」という注釈があると良いと思います。

結婚差別に関する意識調査結果（31頁）ですが、部落差別問題についてのアンケートで、LGBT、障がい者、外国人も含めて結婚差別はあると思いますが、同和問題（部落差別）だけ結婚差別があるという前提のもとに意識調査に掲載されているように感じます。アンケートは同和問題（部落差別）当事者が回答する可能性もあります。その際、はじめから差別されることが前提である問いに答えなければならない心情に配慮すべきだと感じました。例えば、この質問には回答できないという選択肢を設けるべきだと思います。

前回の懇話会で、同和問題（部落差別）の解消条例は検討しないということをおっしゃいましたが、全ての差別の解消に向けた取組が必要だと思っています。2016年に三法ができましたが、その一つの障がい者差別解消条例が9月に制定されました。制定されたことはとても嬉しいことだと思います。尼崎市などとは違い芦屋市は一つ一つの人権課題について条例を制定していくことが今後必要になると思いますが、なぜ前回部落差別問題の条例を検討しないと断言されたのか納得できる説明をお願いいたします。

（岩槻会長） ぜひ機会を設けていただいて、十分な説明をしていただくようお願いしたいと思います。

（事務局田中） 先ほど部長より回答したとおり別の機会に説明します。

（清水副会長） 別の機会に納得できる説明をよろしくお願いします。

（岩槻会長） 「芦屋市人権教育推進協議会」の文言に注釈をつけるか検討してください。また、指針の内容ではなく意識調査の内容になりますが、今回の調査時に検討をお願いします。

（岩槻会長） 同和問題（部落差別）について、松本委員から書面でご意見をいただいていますので、事務局からご報告いただけますでしょうか。

（事務局田中） 現状と課題の「歴史的発展」という表現は「歴史」ではいけませんか。「発展」の中で犠牲が出た（いたしかたないもの）という言い訳のようなニュアンスがある気がしてしまいます。

（岩槻会長） 歴史の過程という表現でも何ら問題はなく、「発展」という表現には色々な意味合いが含まれますので、歴史の過程という表現で良いのではないかと思います。検討をお願いします。

（清水副会長） 第4次指針の方向性に、「部落差別解消推進法に基づき、本市として相

談員の配置，実態調査を行います」を付け加え，また「市民，行政，関係機関で教育・啓発事業を進め，部落差別の解消にむけた取組をします。」ということの記載をお願いします。

(岩槻会長) 清水委員からのご指摘を踏また文言の修正等を行っていただければと思います。

(荒西委員) 情報化などに伴う人権侵害の第4次指針の方向性(38頁)に，モニタリング事業の充実について記載をお願いします。

(岩槻会長) 情報化に伴う人権侵害について，松本委員から書面でご意見をいただいていますので，事務局からご報告いただけますでしょうか。

(事務局田中) 現状と課題(37頁)に「インターネット上で公開した情報は世界中に流れますが」とありますが，逆説の必要はあるでしょうか。「流れ」が良いのではないのでしょうか。

また，最後の段落の文末にある「自分で自分の身を守る」ことは大事だと思いますが，「痴漢にあわないように露出が多い服装はやめよう」的なニュアンスを感じないこともないのですが，これは私だけでしょうか。何事も加害者がいなければ被害者は生まれないので，「正しい知識を身に付けたうえで，インターネットリテラシーを向上させる」とか「被害者にも加害者にもならないことが大切です。」というふうに結ぶのはいかがでしょうか。

(岩槻会長) 事務局には，松本委員の対案も踏まえて文言の検討をよろしく願いいたします。

(岩槻会長) 性的マイノリティの人権について，松本委員から書面でご意見をいただいていますので，事務局からご報告いただけますでしょうか。

(事務局田中) 現状と課題(39頁)の「性的マイノリティ(性的少数者)の総称であるLGBT」という表現についてです。「LGBTのほかにも様々なセクシュアリティがあります」や最後の段落にも「LGBT等の性的マイノリティ」と書かれているように，LGBTは厳密には総称ではないので，「総称として用いられているLGBTという語は」ではいかがでしょうか。

また，「調査では，5%~8%いる」という表現は当事者から見てどうなのかと感じます。問題ではないかもしれませんが，「いる」という表現がなくても意味は通じるので，「いる」はなくても良いのではないのでしょうか。

市民意識調査結果のコメントの冒頭(40頁)の「性的少数者(LGBT)」は，「性的マイノリティ(LGBT等)」が良いのではないのでしょうか。

「性的マイノリティ」と「性的少数者」という両方の表現が使われて

いますが、引用ではないところは「性的マイノリティ」で統一する良いと思います。

(事務局田中) 用語の使い方を精査します。

(岩槻会長) よろしくお願ひします。

それでは時間がまいりましたので、議題についてはこれで終わります。次第4の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【今後のスケジュールについて説明】

以上で本日の議事を終了します。

—閉会—